

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年10月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100053号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100010号

第1 結論

昭和55年*月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和59年3月まで

請求期間当時、私は学生で、父の扶養家族であったので、父が勤務していたA学校に集金に来ていた社会保険事務所(当時)等の職員に、父が私の国民年金の加入手続を行い、現金で保険料を納付してくれていた。父の確定申告書の社会保険料控除欄に、国民年金保険料の記載があり、姉と私の保険料を納付したものと思われるが、請求期間について、国民年金に未加入の期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父に係る昭和53年分、昭和55年分及び昭和56年分の所得税の確定申告書(控)を提出し、請求期間について、父が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年6月10日に社会保険事務所からB市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、その記号番号の前後の被保険者に係る資格記録から、請求者の国民年金の加入手続は同年7月頃に行われたものと推認できる上、請求者が所持する年金手帳において、国民年金について、初めて被保険者となった日の欄には、昭和61年4月1日と記載されていることが確認でき、当該資格取得日はオンライン記録と一致していることから、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者から提出された請求者の父に係る昭和 55 年分及び昭和 56 年分の所得税の確定申告書（控）における社会保険料控除欄に記載されている金額を検証したところ、いずれの年についても、控除額として一人分の国民年金保険料が計上されていることが推認でき、オンライン記録により、請求者及び請求者の同居親族のうち、当該期間において国民年金保険料が納付済みとなっているのは、請求者の母のみであることが確認できることから、当該一人分の国民年金保険料は、請求者の母に係る保険料であると考えられる。

加えて、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の具体的な状況について不明である。

また、請求者は、A学校に集金に来ていた社会保険事務所等の職員に、父が請求者の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているところ、社会保険事務所、請求期間当時の住所地であるB市若しくはC市又はA学校の所在地であるD市の職員が、当時、A学校において国民年金保険料の集金を行っていたかについては、A学校、日本年金機構及びB市は不明と回答し、C市及びD市は集金を行っていないと回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100056号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年4月3日から昭和36年5月25日まで

これまで年金記録訂正請求を3回行ったが、訂正は認められないという結果だった。昭和36年頃に夫を追いかけて、B県からC県に転居することになったが、当時勤務していたA事業所を無断で退職してしまい、それが原因で私の年金記録が消されてしまったので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の1回目の訂正請求(請求期間は昭和29年4月1日から昭和36年3月30日まで)については、i)請求者から提出された請求期間当時のものと推認できる電話帳の写しにより、A事業所がD市内に存在していたことは認められるが、管轄する法務局は、当該事業所の商業・法人登記簿は見当たらない旨回答している上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないこと、ii)請求者が記憶している事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、当該事業主のオンライン記録において、A事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないこと、iii)請求者がA事業所における元同僚として複数の名前(一部は姓のみ)を挙げているが、これらの元同僚については、オンライン記録において特定できず、所在を確認できないことから、請求者の請求期間における勤務状況や給与からの厚生年金保険料控除について確認することができないこと、iv)当該事業主は、E社(昭和38年4月4日設立)において、昭和39年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることがオンライン記録により確認できる上、昭和38年9月5日に取締役就任していることが商業・法人登記簿謄本により確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者のうち、聴取できた二人は、いずれも同日前にA事業所に勤務していた旨陳述しているが、

当該二人のオンライン記録においてA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、そのうちの一人は、A事業所は同社に吸収されたと思うとし、A事業所に勤務していた当時は、国民年金保険料を納付していたので、厚生年金保険はなかったと思う旨陳述していることなどから、既に平成28年2月1日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

また、2回目の訂正請求については、請求者は、請求期間の終期を昭和36年5月25日までと1回目の訂正請求より2か月間延長の上、請求期間に係る記録がない原因であるとする新たな資料として、昭和*年*月*日に発生したF地震の被害状況を示した写真等を提出して再度訂正請求を行っているが、A事業所の所在地を管轄するG社会保険事務所（当時、昭和*年*月から平成21年12月までの期間当時はH社会保険事務所、平成22年1月以降はI年金事務所）の被害状況については、I年金事務所長が、津波により一部冠水したものの、被保険者原票の紛失はなかった旨、昭和*年*月の資料を元にJ年金事務所長へ文書回答しており、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、既に平成29年10月16日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

さらに、3回目の訂正請求については、請求者は、新たな資料を提出することなく、前回の訂正請求と同じ請求内容であるF地震により請求者の年金記録が流失したと主張して、再度訂正請求を行っているものであるが、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、既に令和元年6月28日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間当時に勤務していたA事業所を無断で退職してしまい、それが原因で自身の年金記録が消されてしまった旨主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。